## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出日】 2024年10月11日

【会社名】 サムティホールディングス株式会社

【英訳名】 SAMTY HOLDINGS Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小 川 靖 展

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区西宮原一丁目 8番39号

【電話番号】 06(6350)4362(代表)

【最寄りの連絡場所】 大阪市淀川区西宮原一丁目8番39号

【電話番号】 06(6350)4362(代表)

【縦覧に供する場所】 サムティホールディングス株式会社 東京支店

(東京都千代田区丸の内一丁目8番3号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2024年10月11日開催の取締役会において、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う公認会計士等の異動を行うことについて決議し、2025年3月開催予定の第1期定時株主総会で承認されることを条件として、会計監査人の選任について付議することを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称 mc21監査法人 退任する監査公認会計士等の名称 監査法人アリア

- (2) 当該異動の年月日2025年3月(予定)
- (3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日 2024年2月27日
- (4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

当社は、2024年2月28日付「有価証券報告書等に係る監査報告書における限定付適正意見に関するお知らせ」にて公表のとおり、第42期(2023年11月期)の連結財務諸表については、会計監査人より、前連結会計年度の限定事項は完全に解消したと判断したが、前連結会計年度については、前任監査人の指摘事項は解消しておらず、前任監査人と同様に、十分かつ適切な監査証拠を入手できなかったとして、限定付適正意見を受領しております。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

現会計監査人である監査法人アリアは2025年3月開催予定の第1期定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。現会計監査人が就任した2023年3月は、当社において、特定の取引先との取引に関連し、過年度決算における会計上の連結対象範囲の判断等についての疑義が発生し、外部の弁護士及び公認会計士を委員として構成する特別調査委員会を設置し、調査を進めており、適切な会計監査を受けづらい状況となっておりました。このような状況でも現会計監査人は当社の一時会計監査人として受嘱し、その後も会計監査人として受嘱していただきました。

当社は一連の会計上の疑義を招いたことを真摯に受け止め、2023年3月31日付「再発防止策の策定及び役員報酬の自主返上に関するお知らせ」にて公表しました会計コンプライアンス宣言並びに再発防止策を実践し、社内管理体制の改善を行ってまいりました。これにより、2024年12月期第1四半期レビューにおいては無限定の結論を受領しております。このように現会計監査人が就任した当時と比較しますと社内管理体制は一層強化されているものと判断しております。このたび、当社は現会計監査人について会計監査が適切かつ妥当に行われており、またそれを確保する体制を十分に備えているものと考えておりますが、より当社の今後の事業展開に適した監査を行っていただくため検討を重ねた結果、新たな視点での監査が期待できることに加え、当社グループの今後の事業展開に見合った監査体制、専門性、品質管理体制等を総合的に勘案し、当社の会計監査候補者として適任と判断したため、新たにmc21監査法人を選任するものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見 特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査等委員会の意見

妥当であると判断しております。